2　生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　生第81554号、84066号
変更前　福知山市ガス水道部　京都府福知山市堀（水内）945番地
変更後　福知山市上下水道部　京都府福知山市字堀（水内）945番地

登録番号　生第61872号、生第67825号、生第69193号、生第71550号、生第77639号、生第77713号、生第77714号、生第77802号、生第78277号、生第78336号、生第78452号、生第78660号、生第80866号、生第81464号、生第82553号、生第83895号、生第85246号、生第85247号、生第87158号、生第87951号
変更前　東京都中央区築地一丁目13番14号
変更後　東京都中央区八重洲一丁目４番16号

登録番号　輸第12459号、輸第12460号、輸第12499号、輸第12522号
変更前　愛知県豊橋市東小鷹野四丁目６番地の２
変更後　岐阜県羽島市足近町南宿156番地１

○農林水産省告示第二千三百八十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月二十二日　農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第82900号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成Ｓ080Ｅ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第82901号	化成肥料	くみあい有機入り化成Ｓ268Ｅ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第82902号	化成肥料	くみあい尿素有機入り化成１号Ｅ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第82904号	化成肥料	くみあい尿素有機入り化成Ｓ870Ｅ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第86007号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素尿素入りＩＢ複合燐加安602Ｔ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第86008号	化成肥料	くみあい苦土尿素入りＩＢ複合燐加安400Ｔ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第86010号	化成肥料	くみあい苦土尿素入りＩＢ複合燐加安Ｓ482Ｔ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第86099号	化成肥料	くみあい苦土入りＩＢ複合硫加燐安Ｓ828Ｔ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第86100号	化成肥料	くみあい苦土有機入りＩＢ複合燐加安Ｓ260ＥＴ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第86101号	化成肥料	くみあい尿素入りＩＢ化成830Ｔ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第86102号	化成肥料	くみあい尿素入り特ＩＢ化成Ｓ１号Ｔ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第88697号	化成肥料	くみあい尿素ＵＦ苦土マンガンほう素有機入り化成Ｓ047Ｔ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第88698号	化成肥料	くみあい尿素苦土ほう素有機入り化成Ｓ413ＥＴ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第88699号	化成肥料	くみあい尿素苦土有機入り化成５号ＥＴ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第84969号	液状複合肥料	やまにち液肥１号	山形日紅株式会社	山形県山形市流通センター二丁目２番地３
生第86016号	液状複合肥料	やまにち液肥２号	山形日紅株式会社	山形県山形市流通センター二丁目２番地３
生第86023号	家庭園芸用複合肥料	やまにち液肥３号	山形日紅株式会社	山形県山形市流通センター二丁目２番地３
生第81346号	し尿汚泥肥料	汚泥肥料	城北地方広域事務組合	茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の１
生第87148号	汚泥発酵肥料	かんとりースーパー長崎	株式会社マツダクリーンサービス	長崎県長崎市新戸町三丁目25番３号
生第88082号	汚泥発酵肥料	かんとりースーパー長崎２号	株式会社マツダクリーンサービス	長崎県長崎市新戸町三丁目25番３号
生第88083号	汚泥発酵肥料	かんとりースーパー長崎３号	株式会社マツダクリーンサービス	長崎県長崎市新戸町三丁目25番３号
輸第10918号	こめまし油粕及びその粉末	油かす１号	東陽株式会社	新潟県阿賀野市南浜上129番地３

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八十九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第二項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年八月二十二日　経済産業大臣臨時代理　国務大臣　石原　伸晃

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
一昭和知県一区八名古屋市の二町本地事番目	中学校大学	工学部電気電子工学科	第一種電気主任技術者免状	平成二十五年度入学生から適用
	梅村学園		第二種電気主任技術者免状	
			第三種電気主任技術者免状	

○経済産業省告示第百九十号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年八月二十二日　経済産業大臣臨時代理　国務大臣　石原　伸晃

学校の名称	学部・学科名	備考
学校法人船田教育会作新学院高等学校	電気システム科	平成二十四年三月までの卒業生については、従前のとおりとする。

○国土交通省告示第八百六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏